大阪自動車環境対策推進会議　エコドライブマーク使用規定

（使用目的）

　　第１条　エコドライブマークは、大阪自動車環境対策推進会議（以下「推進会議」）が作成し、府民や事業者のエコドライブへの意識を高めることを目的とし、エコドライブ実践活動を促進するために使用する。

（使用者）

　　第２条　推進会議は前項の目的を達成するため、下記に該当する者（以下「使用者」）に対してエコドライブマークの使用を認める。

(1)　府内市町村及び大阪自動車環境対策推進会議構成機関

(2)　おおさか交通エコチャレンジ宣言事業者

(3)　その他、推進会議が使用を認めたもの

（用途）

　　第３条　使用者に対して、次の用途に限ってエコドライブマークの使用を認める。ただし、使用者の商品等に対する使用はこれを認めない。

　　　(1)　パンフレット、リーフレット等の広報物や名刺等の紙媒体への掲載

　　　(2)　ウェブサイトへの掲載

　　　(3)　社内やエコドライブ普及活動に関するブース等への掲出

　　　(4)　エコドライブに関する普及啓発媒体への使用

（使用申込及び報告）

　　第４条　使用者は使用申請書（様式第１号）を推進会議に提出し、その承認を受けなければならない。

２　推進会議は使用申請を承認したときは使用承認書（様式第２号）をもって通知する。

３　推進会議は使用者に対してエコドライブマークの使用状況について報告を求めることができる。

（使用料）

第５条　エコドライブマークの使用料は無料である。

（使用制限）

　　第６条　使用者が、エコドライブマークを商標、意匠等に相当するものとして使用はできない。

　　２　使用者は使用規定により定められた用途以外に使用してはならない。また推進会議は必要に応じて使用者に対してエコドライブマークの使用中止を求めることができる。